

平成25年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について
- 日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
- 日程 6 報告第5号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について
- 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
- 日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明書願に対する証明書の交付について
- 日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程 10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
- 日程 11 議案第5号 現況証明願いに対する証明書の交付について
- 日程 12 議案第6号 農地改良協議に対する同意について
- 日程 13 議案第7号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
- 日程 14 議案第8号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号

- 日程 7 議案第1号
日程 8 議案第2号
日程 9 議案第3号
日程10 議案第4号
日程11 議案第5号
日程12 議案第6号
日程13 議案第7号
日程14 議案第8号

出席委員

1番	宮本昇君	17番	井戸賀吉男君
2番	関口邦子君	18番	山口幸一君
3番	蛭原一君	19番	宮本善助君
4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣壽君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一郎君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 1月22日（火） 稲敷市地域再生協議会
稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長
- 1月31日（金） 稲敷市アグリフォーラム
美浦村 中央公民館
出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員
篠崎惣壽委員，森川春樹事務局長
- 2月 7日（木） 稲敷市国民健康保険運営協議会
稲敷市役所 桜川庁舎 2階会議室
出席者 加納 昭会長
- 2月 8日（金） 地域の農地と担い手を守り活かす運動推進大会
小美玉市 四季文化館みの～れ 森のホール
出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理
濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員
篠崎惣壽委員，森川春樹事務局長
- 2月 9日（土） あずま米産地づくり推進協議会生産者大会
稲敷市
出席者 秋本精一会長代理
- 2月15日（金） 茨城県市会長会 会長・局長会議
水戸市 テラスガーデン水戸
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長
- 2月25日（月） 稲敷市人農地プラン検討会
稲敷市役所 東庁舎
出席者 加納 昭会長，関口邦子委員
小貫和子委員

午後3時14分開会

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） それでは、ただいまから平成25年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は32名です。全員出席であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は28番、澤邊 雅之、29番、遠藤 一行委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条1項13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から3番までありますが、一括してご報告いたします。

受理番号1番、幸田字立波、田1筆、1、874平方メートル、

受理番号2番、脇川字本田ほか1地区、田8筆、8、974平方メートル、

受理番号3番、脇川字本田ほか1地区、田3筆、2、081平方メートルでございますけれども、いずれも農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行う

ものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出 について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） 2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、古渡字古渡、田1筆、畑1筆、計2筆、2,360平方メートルでございますが、平成24年12月5日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、寺内字鶴井ほか9地区、田11筆、畑8筆、計19筆、15,363平方メートルでございますが、平成22年5月13日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、六角字大割ほか1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、2,112平方メートルでございますが、平成18年9月18日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は作業委託により耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、佐原組新田字伊佐部ほか2地区、田19筆、畑1筆、計20筆、25,627平方メートルでございますが、平成24年12月13日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は作業委託により耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号5番、上之島字上ノ島、田23筆、17,197平方メートルでございますが、平成24年12月31日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号6番、月出里字北下根ほか4地区、田1筆、畑6筆、計7筆、3,076平方メートルでございますが、平成24年10月24日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は

ないものであります。

受理番号7番，浮島字内妙岐ほか2地区，田12筆，10，323平方メートルでございますが，平成21年10月20日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており，農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

受理番号8番，本新，田1筆，畑1筆，計2筆，16，776平方メートルでございますが，平成25年1月29日，被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており，農業委員会によりあっせん等の希望はないものであります。

よろしく，ご承認をお願いします。

議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく申し上げます。

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして，報告第3号，「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） 6ページをお開き願います。

報告第3号，「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番，江戸崎字道場沖，田2筆，1，937平方メートルでございますが，申請地を取得して，セレモニーホール1棟を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく申し上げます。

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして，報告第4号，「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君） 3ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番，東大沼字谷津，田1筆，1，363平方メートル，

受理番号2番，福田字福田，田2筆，10，860平方メートル，

受理番号3番，市崎字沼田ほか2地区，田4筆，畑1筆，計5筆，6，590平方メートルでございますが，いずれも耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番，八千石字八千石，田1筆，2，172平方メートルでございますが，所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番，釜井字後田，田1筆，1，852平方メートルでございますが，所有者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号6番，町田字水押，田2筆，6，697平方メートルでございますが，耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号7番，本新，田1筆，畑1筆，計2筆，16，776平方メートルでございますが，所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いします。

日程 6 報告第5号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第5号，「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川 春樹君）8ページをお開き願います。

報告第5号，「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査結果について」でございます。

平成25年1月31日付，稲敷市選挙管理委員会委員長あて送付をいたしました。名簿登載人数ですが，10ページから12ページに記載のとおりでございます。稲敷市全体では，戸数が3，907戸，人数が，男性3，876人，女性2，367人，計6，243人でございます。

よろしくご承認のほどお願いします。

議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）13ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転3件、公売による所有権移転2件、使用貸借権3件、の計8件でございます。

受理番号1番、太田字上笹前、田1筆、5,587平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。1月15日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は214アール、農業従事日数は150日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、脇川字本田ほか2地区、田9筆、計11,658平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。12月21日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は556アール、農業従事日数は150日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、上根本字羽黒下、田2筆、計1,320平方メートルについて及び

受理番号4番、上根本字池田、田9筆、計7,193平方メートルについてでございますが、関東信越国税局が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には12月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。なお添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

14ページをお開き願います。

受理番号5番、神宮寺字馬場尻、畑1筆、284平方メートルについてでございますが、

渡人は資金が必要なために譲渡するものであります。調査の結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号6番、脇川字本田ほか1地区、田4筆、計9、900平方メートルについて及び

受理番号7番、脇川字本田ほか7地区、田9筆、畑6筆、計15筆、計24、935平方メートルについてでございますが、渡人は後継者へ農業経営を移譲するため、使用貸借権を設定するものであります。調査の結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

15ページをお開き願います。

受理番号8番、浮島字下荒田ほか1地区、田5筆、計5、291平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営を後継者へ移譲するため、使用貸借権を設定するものであります。受人は親と世帯分離をしているため、台帳の耕作面積は0アールとなっておりますが、以前から家族と共に農業に従事しており、認定農業者でもありますので、新規就農には該当しないものと考えられます。調査の結果は、報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で議案第1号の受理番号1番から受理番号8番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君）ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番、2番について農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。受理番号3番、4番については、買受適格証明書交付時に審査済ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号5番について、糸賀泰夫委員より報告願います。

○30番（糸賀 泰夫君）30番糸賀です。受理番号5番について報告します。2月19日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を作付けする農業者であります。所有の農地には休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農業従事日数150日であります。農業経営面積は67アールであります。相対で水稻を3ヘクタール以上耕作しております。周辺の農地利用に支障はありません。以上買受人となる4つの要件をすべて満たしており報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番、7番について、飯塚委員より報告願います。

○23番（飯塚 恒雄君）23番飯塚です。受理番号6番及び7番について、ご報告いたします。さる2月22日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は祖父及び父より農業経営を引き継ぐための使用貸借でありまして、主に水稻を作付けする農業者であります。所有の農地につきましては、休耕地もなく違反転用地もありま

せん。農機具の所有状況でありますが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農業従事日数は100日であります。また、経営面積は603アールでございます。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの条件を全て満たしておりますので、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番について、小貫委員より報告願います。

○9番（小貫 和子君）9番小貫です。ご報告いたします。2月19日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主にレンコンを栽培している認定農業者であります。所有の農地については、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、これは共同です。蓮に関する機械1式を所有しております。農業従事日数は250日であります。経営面積、125アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果買受人となる4つの条件を全て満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の 交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）16ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明願の交付につい

て2件でございます。

受理番号1番、上馬渡字上馬渡、田1筆、9、801平方メートルについてでございますが、受人は認定農業者で、農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、上馬渡字上馬渡、田1筆、9、801平方メートルについてでございますが、受人は農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第2号の受理番号1番から受理番号2番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いします。受理番号1番から2番について、糸賀泰夫委員より報告願いたします。

○30番（糸賀 泰夫君）30番糸賀です。受理番号1番について、報告いたします。2月21日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培する農業者であります。所有の農地には休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数150日であります。農業経営面積は280アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○30番（糸賀 泰夫君）30番糸賀です。受理番号2番について報告いたします。2月20日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培する農業者であります。所有の農地には休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数270日であります。農業経営面積は442アールであります。周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見 決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号7番を除いて説明をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）17ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、釜井字後田、田4筆、計3、476平方メートルについてでございますが、申請者は賃貸借権を設定し、店舗用地として利用するものであります。店舗は大規模小売店のドラッグストアで、鉄骨造平屋建店舗1棟、建築面積1,172.58平方メートル、敷地内はアスファルト舗装、外周はメッシュフェンスで囲い、駐車場は50台となっております。従業員は20名を予定し、営業時間は9時から12時まで、年中無休、一日平均600人の集客を見込んでおります。上水道は公共水道、下水は公共下水道、雨水は敷地外へ放流となっております。なお、都市計画法第29条の許可申請も同時申請されております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、甘田字宅地添、畑1筆、227平方メートルについてでございますが、申請者は売買による所有権移転を行い、自己の駐車場用地として利用するものであります。駐車場は自己住宅に隣接し、採石敷きとし、家族所有の自動車4台分の駐車スペースを設けます。上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、下太田字湯崎ほか1筆、畑2筆、2,501平方メートルについてでございますが、申請者は賃貸借権を設定し、老人ホームの駐車場用地として利用するものであります。駐車場は、採石敷きで、施設の増床により職員等の駐車場が不足するため、自動車70台分の駐車スペースを設けます。上下水道は無く、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するも

のと考えられます

受理番号4番、高田字宮本、畑1筆、5,377平方メートルについてでございますが、申請者は賃貸借権を設定し、資材置場用地として利用するものであります。資材置場は、鉄資材の加工を行う法人が材料・仕掛品・完成品等を保管する場所であります。敷地内は採石敷きとし、レール付クレーン1台を設置します。上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、西代字砂場、畑1筆、299平方メートルについてでございますが、申請者は使用貸借権を設定し、自己用住宅用地として利用するものであります。住宅は木造二階建て1棟、建築面積164.27平方メートル、水道は公営水道、生活排水は公共下水道に接続し、敷地内の雨水は自然浸透となっております。借受人は平成23年3月11日の震災で住宅が被災したため、建替えをするもので、従前の敷地は液状化により地盤が悪く、隣接する父親所有の農地に住宅を建築するものであります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます
18ページをお開き願います。

受理番号6番、浮島字妙技、田1筆、500平方メートルについてでございますが、申請者は使用貸借権を設定し、自己用住宅用地として利用するものであります。住宅は木造二階建て1棟、建築面積121.72平方メートル、水道は公営水道、生活排水は公共下水道に接続し、敷地内の雨水は自然浸透となっております。借受人は子供と2人で公営住宅に住んでいますが、結婚を予定しているため退去後の住宅が必要となり、父親の所有地を借受け、住宅を建てるものであります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区の意見書の発行を受けております。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます

以上で議案第3号、受理番号1番から6番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でしたが、調査員の調査報告をお願いします。まず、受理番号1番について永長委員より報告をお願いします。

○27番（永長 秀敏君）27番永長です。受理番号1番について、さる21日、蛭原委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、自己住宅敷地として利用するものであり、周辺の農地に迷惑のかわらないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について、飯田委員より報告願います。

○24番（飯田 稔君）24番飯田です。受理番号2番について、さる21日、高須委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通

りで間違いありません。駐車場用地といて利用するものであり、周辺の農地には迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、古澤委員より報告願います。

○16番（古澤 真和君）16番古澤です。受理番号3番について、さる22日、川島委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであります。また、周辺の農地には迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について、篠崎惣壽委員より報告願います。

○5番（篠崎 惣壽君）5番篠崎です。受理番号4番について、さる22日、松本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、資材置場用地として利用するものであり、周辺の農地には迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題はありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、保科委員より報告願います。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号5番について、さる21日、加納会長と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺の農地には迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、関口委員より報告願います。

○2番（関口 邦子君）2番関口です。受理番号6番について、さる21日、保科委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであります。周辺の農地には迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」の採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第3号、受理番号7番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に吉岡一仁委員が該当しますので、7番吉岡委員の退室を求めます。

〔吉岡一仁委員退出〕

○議長（加納 昭君）それでは、事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）

受理番号7番、上根本字板耕地、畑1筆、336平方メートルについてでございますが、申請人は売買による所有権移転をし、駐車場用地として利用するものであります。今までは50m程離れた別の駐車場を借りておりましたが、今後、自己住宅に隣接する場所を駐車場として利用するものであります。駐車台数は5台とし、アルミカーポート1棟を設置するものであります。上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます

以上で議案第3号、受理番号7番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について山口委員より報告を願います。

○18番（山口 幸一君）18番山口です。受理番号7番について、さる22日、遠藤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、駐車場用地として利用するものであり、周辺の農地には迷惑のかわらないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、受理番号7番を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審議が終了しましたので、7番吉岡一仁委員の入室を許可いたします。

〔吉岡一仁委員入室〕

日程10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀 輝行君）19ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、犬塚字荒野原、畑2筆、25,081平方メートルの内1,914.93平方メートルについてでございますが、展示場整備の為の進入路として利用されておりますが、展示場整備が予定期間内に完了しないことが見込まれる為、一時転用の期間を延長するものであります。完了しない理由につきましては理由書が提出されており、搬入残土の種類が茨城県の廃棄物対策課により制限され、良質残土のみで展示場の埋立て工事を行う為、今後5年以上かかると思われます。なお、進入路の一時転用は廃棄物対策課の許可期限に合わせての申請となりますので、原則1年毎の更新となります。申請地は、市街化調整区域で、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当し、問題はないものと考えられます。なお、茨城県の埋立条例及び土地開発指導要綱の期間延長も既に提出されております。以上で議案第4号受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でしたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について清原委員より報告を願います。

○21番（清原 寿君）21番清原です。受理番号1番について、さる20日、事務局と現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いはなく、一時転用の事業期間の延長をするものであり、周辺の農地に迷惑のかからないものであります。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており問題はないものであると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 1 1 議案第 5 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）20ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」でございます。転用事実証明書の交付2件、非農地証明書の交付4件の計6件でございます。

受理番号1番、六角字宅地根通、田1筆、20平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和31年頃から、宅地として利用されております。撮影年月日、昭和47年8月4日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書及び始末書が提出されています。

受理番号2番、西代字砂場、畑1筆、649平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和42年頃から宅地として利用され、倉庫及び納屋が建築されております。撮影年月日、昭和58年5月19日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書及び始末書が提出されています。

受理番号3番、手賀組新田字秋塚、田1筆、2,902平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。昭和56年8月29日付、南総合代558号公民館敷地として許可を受けております。

受理番号4番、三次字三次、田1筆、1,065平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和55年頃から農家住宅と利用されており住宅及び農業用倉庫等が建築されております。撮影年月日、平成2年11月5日の国土地理院の空中写真証明書の添付と経緯書及び始末書が提出されています。

受理番号5番、西ノ州字西ノ州田3筆、4,515平方メートルについての登記地目変

更の為の転用事実証明証の交付でございます。平成3年3月18日付、農管指令第15号砂・砂利堆積場で許可を受けております。

受理番号6番、古渡字田宿、畑1筆、195平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和54年の以前より宅地として利用しており店舗併用住宅が建築されております。撮影年月日、昭和47年8月4日の国土地理院の空中写真証明書の添付と、経緯書及び始末書が提出されています。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、私加納より報告いたします。

22番加納です。受理番号1番について、さる21日、坂本委員と沖野谷委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から住宅の敷地として利用されており、昭和47年8月4日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書と合わせて確認しました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号2番について、さる21日、関口委員と加納会長、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から倉庫として利用されており、昭和58年5月19日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（保科 進君）12番坂本です。受理番号3番について、さる21日、沖野谷委員と加納会長、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的通り公民館敷地として利用されており、また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番から5番について、糸賀泰夫委員より報告をお願いいたします。

○30番（糸賀 泰夫君）30番糸賀保科です。受理番号4番について、さる21日、高須委員と飯田委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年以上前から農家住宅として利用されており、建築年月日が記載された固定資産税評価額証明書と平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われます。添付書類を確認しましたが問題はありませんで

した。

受理番号5番について、さる21日、高須委員と飯田委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的通り砂・砂利堆積場として利用されていることを確認しました。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、井戸賀吉男委員より報告をお願いいたします。

○17番（井戸賀吉男君）17番井戸賀です。受理番号6番について説明いたします。さる21日、糸賀委員と高須委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、20年前以上から店舗兼住宅として利用されており、昭和47年8月4日撮影の国土地理院発行の空中写真証明書と合わせて確認をしました。申請地は周辺農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類を確認しましたが問題はありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり証明書を交付することを決定いたしました。

日程12 議案第6号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）21ページをお開き願います。

議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成25年1月22日受理、浮島字原ほか1地区、畑2筆、1、517平方メートルの内499平方メートルの埋立てについてです。現在、田として耕作している申請地を市内の山砂販売所で購入する山砂349立方メートルで約70センチメートル埋立てする計画です。以上で議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

○10番（千勝 忠君）10番千勝です。議長、休憩をお願いします。

○議長（加納 昭君）休憩いたします。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭君）それでは再開いたします。

日程13 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に案件がございますので、事務局は受理番号27番、28番を除いて説明をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島 伸生君）よろしく申し上げます。22ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が14件、41筆、76,301平方メートル、再設定が13件、50筆、94,115平方メートル、合計27件、91筆、170,416平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、下根本字吹上ほか2地区、田4筆、6,895平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積227アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数200日の農業者です。

受理番号2番、太田字堀川、畑1筆、1,336平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は10アール当たり35,000円、設定を受ける者は、経

営面積 274アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数 200日の認定農業者です。

受理番号 3番，福田字福田，田 4筆，16，638平方メートル，

受理番号 4番，市崎字沼田ほか 2地区，田 5筆，6，590平方メートル，

受理番号 5番，町田字水押，田 2筆，6，697平方メートル，

受理番号 6番，東大沼字谷津，田 1筆，1，363平方メートル，

いずれの 4件は，新規設定で，利用目的が，稲，期間が 10年，小作料は 10アール当たり，玄米 2.5俵，設定を受ける者は，経営面積 603アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，170日の認定農業者です。

23ページをお願いします。

受理番号 7番，八筋川字ト杭ほか 1地区，田 5筆，6，783平方メートル，新規設定で，利用目的が，稲，期間が 6年，小作料は，10アール当たり，玄米 2俵，設定を受ける者は，経営面積 937アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，300日の認定農業者です。

受理番号 8番，新橋字町田，田 1筆，1，766平方メートル，

受理番号 9番，椎塚字中郷，田 1筆，4，050平方メートル，いずれの 2件は，新規設定で，利用目的が，稲，期間が 6年，小作料は，10アール当たり，玄米 2俵，設定を受ける者は，経営面積 688アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号 10番，浮島字下荒田，田 1筆，1，436平方メートル，

受理番号 11番，浮島字関谷，田 2筆，1，982平方メートル，

受理番号 12番，浮島字関谷，田 3筆，3，887平方メートル，いずれの 3件は，新規設定で，利用目的が，レンコン，期間が 5年，小作料は 10アール当たり 40,000円，設定を受ける者は，レンコンを作付けする農家で，今回，経営面積はありませんが，農作業従事日数，250日の認定農業者として設定を受けるものです。

受理番号 13番から 26番の再設定については，議案のとおりです。

以上，農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。受理番号 1番から 26番までの説明を終わります。

よろしく，ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第 7号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）つづきまして、議案第7号、27番から28番について、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に永長秀敏委員が該当しますので、27番永長秀敏委員の退室を求めす。

〔永長秀敏委員退出〕

○議長（加納 昭君）それでは、事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島 伸生君）27ページをお願いします。

受理番号27番、佐原組新田字釜井、田2筆、2,653平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり2.5表、設定を受ける者は、経営面積2,624アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号28番、曲渕字居下ほか3地区、田9筆、14,225平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり2.5表、設定を受ける者は、経営面積2,624アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。受理番号27番、28番の説明を終わります。よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、受理番号27番から28番を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審議が終了しましたので永長秀敏委員の入室を許可いたします。

〔永長秀敏委員入室〕

日程14 議案第8号 一括贈与による納税猶予継続届出に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第8号、「一括贈与による納税猶予継続届出に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について」を議題といたします。事

務局の説明をお願いします。

高橋主査

○農業委員会事務局長主査（高橋 渉君）28ページをお開き願います。

議案第8号、「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」でございます。納税猶予の届出につきましては、租税特別措置法第70条の4農地等の贈与税猶予制度、農地等の納税猶予制度、租税特別措置法第70条の6相続税の納税猶予制度についてでございます。この制度は、納税猶予を受けている農地等の譲渡、貸与、又は耕作されていないなどの場合は猶予されている納税額を納付することになります。これにつきましては、3年ごとに継続届出を税務署に提出するものですが、その添付書類で農業委員会から発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要となります。平成24年12月31日現在の贈与税の納税猶予制度の適用者は35名で今回継続届を提出する適用者は11名でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございますが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番、2番については、私加納から報告いたします。

22番加納です。受理番号1番、2番について、さる23日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付については問題ないをご報告いたします。

○議長（加納 昭君）受理番号3番を蛭原委員より、報告をお願いします。

○3番（蛭原 一君）3番蛭原です。受理番号3番について、さる23日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ないをご報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番、5番を川島委員より、報告をお願いします。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号4番、5番について、さる20日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番を小貫委員より、報告をお願いします。

○9番（小貫 和子君）9番小貫です。受理番号6番について、さる19日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番を千勝委員より、報告をお願いします。

○10番（千勝 忠君）10番千勝です。受理番号7番について、さる22日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告させていただきます。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番を小貫委員より、報告をお願いします。

○12番（坂本 富男君）12番坂本です。受理番号8番について、昨日24日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきま

しては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号9番を坂本一男委員より、報告をお願いいたします。

○15番（坂本 一雄君）15番坂本です。受理番号9番について、さる19日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号10番を小貫委員より、報告をお願いいたします。

○18番（山口 幸一君）18番山口です。受理番号10番について、さる21日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号11番を小貫委員より、報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君）21番清原です。受理番号11番について、さる19日に納税猶予を受けている農地について、耕作していることを確認しました。証明書の交付につきましては問題ありませんので報告いたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか、

○2番（関口 邦子君）2番関口です。蛸原委員の書類を見させてもらったのですが、本年度からとなっていますが、前は、こう言うことは無かったのですか、毎年あったのですか、贈与の日にちが随分遡っていますが、その辺の説明をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、事務局

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）一括贈与について説明させていただきます。もともとはこちらの議案書に書いてある贈与年月日に、この時に農地の一括贈与を農地法の3条を通してやられています。その際本来は贈与を行うと贈与税が掛ってくるのですが、農業を営んでいる後継者が引き続き経営していくという条件を満たした方です。その時の農業委員会が税法の一括贈与に該当するかを審査しまして、それで問題ない。ちゃんとやっている家だと、この猶予制度を受けています。実際にはここにある贈与年月日から現在まで当時の贈与税から利子税も発生しています。それを3年ごとに届出をして継続されていくこととなります。農地を作らなくなったりした場合には、贈与税に利子税を加算し納めることとなります。また、贈与した方が亡くなった時に、贈与税から相続税に切り替わる制度です。現在は少なくなっています。税法上の縛りがきついで別な制度ができています。そちらの制度を利用することが多くなっています。以上です。

○議長（加納 昭君）よろしいですか、そのほか質疑ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付について」を採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

本案は申請のとおり証明書を交付することを決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは，異議なしと認めます。

これをもちまして，平成25年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後4時41分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加納 昭 ④

28番委員 澤邊 雅之 ④

29番委員 遠藤 一行 ④